

令和6年度事業計画書

自 令和6年7月1日

至 令和7年6月30日

1. はじめに

コロナの感染大流行が終了に向かい、ワクチンの国庫による接種も終了しました。いままでの社会習慣に変化があらわれています。いままでの習慣のいいところ、新しく出て来た習慣となりそうなどころのいいところ、それらを統合していい習慣を作り上げることが、今を生きる私たちの使命と思われまます。希望を持ち対応して参りたいと考えております。

2. 協会の運営について

公益法人であるとの自覚を持ち、不特定多数のためにあるとの行動をとることが最も重要であります。当然のことながら、法律、規則を守り、運営して参ります。社員、職員も公益法人の知識を修得し、研修に努めます。

「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」・「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」を推進して参ります。

定款、役員報酬に関する規則、監事報酬に関する規則、事業計画書、予算書、事業報告書、貸借対照表等の決算報告書、社員名簿の公開を引き続き実施いたします。

さらに、個人情報の適切な管理をいたします。

今後も社員の増員と財務の強化に努力します。

3. 公益目的事業について

本協会の定款第3条（目的）には次のように記載されています。

本協会は、官公署等の公共の利益となる事業を行う者の依頼を受け、社員たる土地家調査士及び土地家屋調査士法人の不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託、若しくは申請を適正かつ迅速に実施し、不動産の権利の客体を明確にし、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与する事を目的とする。

さらに定款第4条（事業）には次のように記載されています。

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- (2) 不動産の表示に関する登記の嘱託手続き又はこれに関する審査請求の手続きについての代理
- (3) 不動産の表示に関する登記の嘱託手続きについて法務局または地方法務局に提出し又は提供する書類又は電磁的記録の作成
- (4) 法務局備え付けとなる地図の作成
- (5) 前各号に掲げる事務についての相談
- (6) 災害発生時の復興に関する不動産の相談及び調査業務の支援

(7) その他本協会の目的を達成するために必要な業務

本協会の目的を果たすため、以上の事業を行います。

これらは、公益目的事業である「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」に該当し、並びに土地家屋調査士の不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家としての使命を果たします。

そして、土地家屋調査士としての品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行います。

【公1-1 公共嘱託登記に係る受託事業】

公共嘱託登記業務を適切に処理することにより、公共事業や官公署等の所有地の有効利用の事業促進に寄与し、その効果は不特定多数の国民にその反射的利益が及びます。その結果は登記情報として公開され、公益に資することになります。公益法人としての意識を忘れずに業務いたします。

また、自然災害等の被災地方自治体に対し地方税法第381条に関する不動産の表示に関する登記（固定資産課税台帳の登録事項）につき、概ね激甚災害法にて指定を受けた範囲においてその申出、関連する調査測量を本協会に対応し、できる限り受託して登記事務支援活動（地方税法にも援用される）を行うこととしております。

そのため、他の公共嘱託登記土地家屋調査士協会と災害支援協定を結び、当該地域の協会、社員が被災し地方自治体に対し行う災害支援活動に支障が生じる時には財政的支援、物的支援、人的支援が迅速に行えるように準備して参ります。

【公1-2 法務局備え付けとなる地図の作成受託事業】

18年間継続受注しております、秋田地方法務局発注の不動産登記法第14条に規定されている地図の作成作業は、昨年度の基準点作業に続き秋田市旭川清澄町、旭川新藤田西町、旭川新藤田東町、旭川南町、添川字境内川原、添川字地ノ内、濁川字家ノ前、濁川字萱場の全部または一部の境界確認・地図作成作業を実施いたします。

【公1-3 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談事業】

公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談は随時無料で実施します。

【公1-4 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業】

外部講師などによる研修会は、官公署等の職員とともに知識を修得する機会であり、社員及び協会の公益法人としての熟度を高めるものであります。

【公1-5 災害発生時における復興支援に関する協定書に基づく支援事業】

災害時の罹災証明書発行の迅速化、並びに不動産登記及び境界問題等の相談に資するため、秋田県との災害発生時における復興支援に関する協定書による「不動産登記及び境界問題等の相談業務」と「市町村が実施する住家の被害認定調査業務」を公益目的事業として活動しております。罹災証明書の発行につきましては、市町村職員の現地調査の補助業務を行います。

以上、事業計画書といたします。